

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業に係るプロポーザル実施要領
(提案書提出説明書)

1. 目的

本要領は、「エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業」に係る受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も優れた知識、経験及び実施体制等を有する事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業

(2) 業務の目的

地域におけるエネルギー転換を推進していくためには、市民・事業所の理解を促進する必要がある。そのために、地域の温暖化による影響や課題について学び、地域・企業等の課題解決に向けた取組を検討・実施できる力を育むことを目的とした人材育成を実施する。

そして、今後、地域を担うこととなる高校生や大学生が参加し、地域人材の早期育成、多面的な視点による学習効果の向上を図り、併せて多世代が参画して交流することで地域への理解促進等を実現する。

(3) 業務の内容

エネルギー転換への理解促進及び人材育成事業仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

(5) 見積限度額 7,931,000円（消費税および地方消費税を含む）

3. 日程（予定）

項目	日程
プロポーザル実施要領の公表	令和7年6月27日(金)
質問書提出期限	令和7年7月 4日(金) 午後5時必着
質問に対する最終回答	令和7年7月 8日(火) 午後5時まで
参加表明書の提出期限	令和7年7月11日(金) 午後5時必着
提案書の提出期限	令和7年7月18日(金) 午後5時必着
プレゼンテーション日程	令和7年7月23日(水)
審査結果通知	令和7年7月24日(金)

4. 担当部署及び問い合わせ先

雲南市市民環境部環境政策課

〒699-1392 雲南市木次町里方 521-1

Tel：0854-40-1033

E-mail:kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp

5. 提案書の提出に必要とされる条件（参加資格）

次の事項を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市が実施する入札について、指名停止の措置を受け、公告日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - オ 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者参加表明書受付を終了するまでに、雲南市からの指名停止等に係る処分が満了していない者

6. 参加表明書の提出について

(1) 参加表明書

【様式1】による。

(2) 提出期限

令和7年7月11日（金）午後5時まで

(3) 提出先

「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法

持参、郵送または電子メールによる。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに到着したものに限る。

(5) 参加資格審査の結果通知

- ① 通知日 令和7年7月14日（月）
- ② 通知様式 参加資格審査結果通知書【様式2】
- ③ 通知方法 電子メール

7. 質問書の提出

本案件に対する質問は、質問の趣旨及び内容記載の上、電子メールで送信すること。

質問内容及び回答については電子メールにより通知する。

(1) 提出様式 質問書【様式3】

(2) 提出期限 令和7年7月4日（金）午後5時必着

(3) 提出先 「上記4」と同様とする。

(4) 提出方法 電子メール：kankyouseisaku@city.unnan.shimane.jp

※提出期限までに、事務局に電話で到着を確認すること。

(5) 予定回答日 令和7年7月8日(火)午後5時まで

8. 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の作成方法

① 提案書本体の様式は任意とする。

② 提案書の用紙サイズはA4版で統一すること。ただし、図表や補足資料などでやむを得ずA4以上のものを使用する場合は、この限りではない。

(2) 提案項目

できるだけ具体的かつ簡素な文章とし、専門知識を有していないものでも理解しやすい内容となるよう留意すること。

① 会社概要

② 本事業を行うにあたっての実施体制

③ 調査手法

④ 類似事業受注実績

⑤ 業務スケジュール（仕様書に基づく業務の実施手順、スケジュール等）

⑥ その他

(3) 見積書

① 見積金額については、仕様書及び提案書に記載されたすべての業務の見積金額及び内訳金額(税込)を記載すること。また内訳金額は、人件費及びその他経費を記載すること。

② 提案書に付随して、本市が当初予定していなかった経費を支出することは困難であることを留意すること。

③ 見積書の様式は任意とする。

9. 提案書の提出

(1) 提出書類

提案書は任意様式。ただし、正本には、提案書（表紙）【様式4】を添付すること。

(2) 提出部数

正本（紙媒体）1部、副本（紙媒体）5部を持参又は郵送により提出すること。

また、正本の電子データ（CD-R又はDVD-R）を1部提出すること。

(3) 提出先

「上記4」と同様とする。

(4) 提出期限

令和7年7月18日(金)午後5時までに提出すること。

10. 審査方法

(1) 選定委員会の設置

提案書及び企画提案プレゼンテーション（ヒアリング）の評価により、最優秀提案者を特定するため設置する。

【選定委員会の委員】

委員長：市民環境部長

委 員：政策推進課長、農業総務課長、建築住宅課長、環境政策課長

事務局 市民環境部環境政策課

(2) プレゼンテーションの実施

① 日 時：令和7年7月23日（水）

時間の詳細は、提案者ごとに別途連絡する。

なお、提案者ごとに30分程度を予定し、時間配分は次のとおりとする。

プレゼンテーション 15分程度

ヒアリング（質疑応答） 10分程度

予備 5分程度

② 場 所：雲南市役所（雲南市木次町里方521-1）2階会議室

③ 出席者：特段に定めないが主たる説明は当該業務の総括責任予定者とする。

④ その他：プレゼンテーションの内容は、提案書により行うこととし、希望があれば、プロジェクター等は雲南市民環境部環境政策課において準備する。

(3) 評価基準

※各評価項目を次のとおり評価する。

A：優秀である 配点×1.00

B：優れている 配点×0.75

項目	内容	標準配点
提案の的確性	・業務に対する理解度について ・業務の実施方針について など (提案が業務の目的と融合するものであるか)	30
提案の実現性	・実施体制について ・業務の実績について など (提案した内容を着実に遂行できる人材や体制があるか) ・事業の経験について など (学生等の人材育成に関する経験があるか) ・スケジュールが適切であるか	60
価格性	・業務内容に見合った適切な経費であるか ・業務の効率化などによりコスト削減が図られているか	10
合計		100

C：やや劣る 配点×0.50

D：劣る 配点×0.25

※総合点は500点（審査員5人×100点）とする。

(4) 選定方法

- ① 選定委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。
- ② 失格者を除き、審査評価点の最高得点を得た者を契約予定事業者として選定し、次に得点の高かった者を、次点の契約予定事業者として選定する。
- ③ 上記②において、最高得点に同数が出た場合については、提案価格が廉価であった者を契約予定事業者として、さらに見積額が同額であった場合は、選定委員会の協議により選定する。
- ④ 契約予定事業者が何らかの理由により契約を締結できなかった場合については、次点の事業者を契約予定事業者とする。

1 1. 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者にプロポーザル審査結果通知書【様式5】により通知する。

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者として決定した者に対し、提出された提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合、予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際に、提出された提案書の内容等を一部変更する場合がある。

(2) 契約の締結に関する規則等

雲南市財務規則、雲南市契約規則に基づき執行する。

1 3. 情報公開

市は、提案内容がそのまま契約内容になるものではなく、候補者と当該業務の仕様書等について協議した上で、見積書の提出を求め、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする場合がある。

また本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1 4. その他の留意事項

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案書提出者の負担とする。

(2) 提出された提案書は、返却しないものとする。

(3) 提出された提案書は、雲南市情報公開条例に基づき公開する場合を除き、提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止等の措置を行うことがある。